

「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則案」について

平成19年6月18日
国土交通省国土計画局

I. 背景

「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」（以下「法」という。）が制定され、平成19年5月18日に公布されました。

今般、法の施行に伴い、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則」を制定することを検討しています。

II. 制定しようとする内容

1. 広域的特定活動（法第2条第1項第1号ホ及び第2号関係）

(1) 法第2条第1項第1号ホの国土交通省令で定める活動は、以下のとおりとする。

- ① 国際的・全国的な規模等を有する催しの実施
- ② 都市の住民を対象とする農山漁村への移住・二地域居住を促進する活動又は地域固有の自然、文化等に関する体験の機会の提供に関する活動
- ③ 消費者等の多様・高度な需要に応ずる商業・サービス業に係る事業活動又は高度かつ専門的な医療活動
- ④ 国際的・全国的な規模の物資の流通に係る事業活動
- ⑤ ①～④のほか、都道府県における広域的地域活性化を図る上で中核となる活動として国土交通大臣が認めるもの

(2) 法第2条第2号の国土交通省令で定める活動は、以下のとおりとする。

鉄道事業法、道路運送法等の法令による許可等の処分を受けて行う貨客の運送に関する事業活動

2. 拠点施設（法第2条第2項第6号関係）

法第2条第2項第6号の国土交通省令で定める施設は、1. の活動の区分に応じ、以下のとおりとする。

- ① 1. (1) ①に掲げる活動 当該催しが実施される教養文化施設等の施設
- ② 1. (1) ②に掲げる活動 体験学習施設等
- ③ 1. (1) ③に掲げる活動 商業施設等の施設又は医療施設
- ④ 1. (1) ④に掲げる活動 流通業務施設
- ⑤ 1. (1) ⑤に掲げる活動 当該活動の拠点となる施設として国土交通大臣が認めるもの
- ⑥ 1. (2) に掲げる活動 交通施設・流通業務施設

3. 拠点施設関連基盤施設整備事業（法第2条第3項第1号ヌ及び第2号関係）

法第2条第3項第1号ヌの国土交通省令で定める事業は、軌道施設の建設・改良に関する事業、河川環境の整備に関する事業、住宅施設の整備・住宅市街地の整備改善に関する事業とする。

また、法第2条第3項第2号の国土交通省令で定める事業は、軌道施設の建設・改良に関する事業とする。

4. 広域的地域活性化基盤整備計画の記載事項（法第5条第2項第6号関係）

法第5条第2項第6号の国土交通省令で定める事項は、広域的地域活性化基盤整備計画の名称、拠点施設関連基盤施設整備事業に関連して実施される事業に関する事項、環境の保全についての配慮に関する事項、広域的地域活性化基盤整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項等とする。

5. 広域的地域活性化基盤整備計画が適合すべき拠点施設関連基盤施設整備事業に関する方針又は計画（法第5条第3項関係）

法第5条第3項の国土交通省令で定める拠点施設関連基盤施設整備事業に関する方針又は計画は、以下のとおりとする。

- ① 高速自動車国道法に規定する整備計画
- ② 港湾法に規定する基本方針及び港湾計画
- ③ 下水道法に規定する流域下水道整備総合計画、公共下水道の事業計画及び流域下水道の事業計画
- ④ 河川法に規定する河川整備基本方針及び河川整備計画
- ⑤ 住生活基本法に規定する住生活基本計画
- ⑥ 環境基本法に規定する公害防止計画

6. 他の都道府県の意見を聴く事業（法第5条第6項関係）

法第5条第6項の国土交通省令で定める事業は、軌道施設の建設・改良に関する事業とする。

7. 特定非営利活動法人又は民法第34条の法人に準ずる者（法第5条第7項関係）

法第5条第7項の国土交通省令で定める者は、広域的地域活性化を図ることを目的とする非営利目的の法人格を有しない社団、公共公益施設の整備等を行う第三セクター、その他広域的地域活性化のための基盤整備を推進する観点から必要と認められる事業等を実施する者として都道府県知事が指定したものとする。

8. 民間拠点施設整備事業計画の認定等の申請（法第7条第1項関係）

法第7条第1項の国土交通省令で定める手続は、所定の様式による申請書に付近見取図、事業区域内に建築する建築物の配置図、建築する建築物の各階平面図等を添付して、国土交通大臣に提出しなければならないこととする。

9. 民間拠点施設整備事業計画の記載事項（法第7条第2項第8号関係）
法第7条第2項第8号の国土交通省令で定める事項は、拠点施設整備事業の名称・目的、法第8条第1項第1号・第2号の認定基準に適合することを明らかにするために参考となるべき事項とする。
10. 民間拠点施設整備事業計画の公表（法第9条関係）
法第9条の国土交通省令で定める事項は、拠点施設整備事業の名称及び目的、認定計画に係る建築物及び敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要とすることとする。
11. 民間拠点施設整備事業計画の軽微な変更（法第10条第1項関係）
法第10条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更は、地域の名称・地番の変更に伴う変更、工事着手の時期・事業施行期間の6月以内の変更、拠点施設整備事業の施行に支障がないと国土交通大臣が認める変更とする。
12. 認定事業の施行に要する費用の一部についての支援の方法（法第15条第1項第1号ホ関係）
法第15条第1項第1号ホの国土交通省令で定める方法は、専ら認定事業の施行を目的とする認定事業者である特定目的会社に対する出資とする。
13. 民間都市機構の行う拠点施設整備事業支援業務の基準（法第15条第3項関係）
法第15条第3項の国土交通省令で定める基準は、一般の金融機関の行う金融等を補完するものであることとする。
14. 都市計画の決定等の提案（法第16条第2項関係）
法第16条第2項の国土交通省令で定める手続は、氏名・住所（法人の場合は、その名称・主たる事務所の所在地）を記載した提案書に都市計画の素案、認定事業に関する計画書等を添付して、都市計画決定権者に提出しなければならないこととする。
15. 交付金の額（法第19条第2項関係）
法第19条第2項の規定による交付金は都道府県ごとに交付するものとし、その額は拠点施設を中心とする一定の区域内において交付金の交付対象事業を実施することとした場合に要する標準的な投資額を用いて算出された額を限度とする。

Ⅲ. 施行日

平成19年8月上旬（予定）